

外国人材受入総合支援事業実施要綱

平成 30 年 3 月 30 日
29 経営第 3547 号 農林水産省事務次官依命通知

最終改正 令和 4 年 3 月 29 日
3 経営第 3012 号農林水産省事務次官依命通知

第 1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）により出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が改正されて、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度（以下「特定技能制度」という。）が創設され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されたところである。

本事業は、農業分野、漁業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野（以下「農業分野等」という。）において、特定技能制度による外国人材の確保及びその適正な受入に資することを目的とするものである。

第 2 事業内容及び事業実施主体等

本事業は、次に掲げる取組を行うこととし、それぞれの事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表 1 に掲げる内容とし、助成対象経費は、別表 2 に掲げる経費とする。なお、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記 1 から別記 7 までに定めるものとする。

- 1 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施
- 2 外国人材が働きやすい環境の整備

第 3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第 4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記 1 から別記 7 までに定めるところにより事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として事業実施主体が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した外国人材受入総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）、水産庁長官又は農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）（以下「経営局長等」という。）に提出するものとする。
- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。
- 3 事業実施計画の変更
事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1に準じ、変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。
- 4 事業実績報告の作成
事業実施主体は、別記1から別記7までに定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長等に報告する。

第5 個人情報の保護

事業実施主体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令における個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本事業の実施により得られた個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

第6 証拠書類の保管

事業実施主体は、活動の証拠となる請求書、領収書、会計帳簿等の証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。そのうち電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附 則（平成31年1月16日付け30食産第3667号）

- 1 この通知は、平成31年1月16日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3033号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の農業支援外国人適正受入サポート事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の農業支援外国人適正受入サポート事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式による

ものとみなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3259 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の農業支援外国人適正受入サポート事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 経営第 3404 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の外国人材受入総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3012 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前の外国人材受入総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。

別表 1

事業内容	事業実施主体	補助率
1 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 事業実施主体は、農業分野等における外国人材の受入れに当たり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を評価・確認し、当該分野での適正な受入れに資するため、以下の取組を実施する。 (1) 農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (別記 1) ① 試験の作成 ② 試験の実施 (2) 漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (別記 2) ① 試験の作成 ② 試験の実施 (3) 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (別記 3) ① 試験の作成 ② 試験の実施	公募選定団体	定額
2 外国人材が働きやすい環境の整備 事業実施主体は、農業分野等で就労する外国人材が働きやすい環境を整備するために、以下の取組を実施する。 (1) 農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援 (相談窓口の設置) (別記 4) (2) 農業分野における外国人材の受入支援 (優良事例・マニュアル作成) (別記 5) (3) 漁業分野における外国人材の受入支援 (別記 6) (4) 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援 (優良事例作成) (別記 7)	公募選定団体	定額

※公募選定団体とは、別記 1、別記 4 及び別記 5 に掲げる事業にあっては経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、別記 2 及び別記 6 にあっては水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、別記 3 及び別記 7 にあっては総括審議官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

別表 2

助成対象経費（別記 1 から別記 7 までに定める事業について）

区分	内容
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が 5 万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。
旅 費	事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、打合せ等の実施に要する経費。 単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、単価を設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線＋宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。 出張に当たっての支度金、査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費、宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は、対象としない。 なお、飛行機を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書を提出するものとする。
謝 金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。 なお、設定された単価が妥当であることを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。

技能者給	事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。 技能者給単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。
賃 金	事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該団体内の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付することとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。
役務費	事業を実施するために必要となるそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費。
会議費	事業を実施するために必要となる会場借料費。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。

通信運搬費	事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。
専門員等設置費	事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価等を設定すること。 なお、設定された単価等が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付することとする。 専門員等設置費は、事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。 また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要となる通訳費、翻訳料、文献等購入費、複写費、広告費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費。

（注） 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

2 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金については、原則として、額の確定時に申請の際に設定した単価の変更はできない。

別紙様式第 1 号

番 号
年月日

〇〇〇〇 殿

別記 1、別記 4 及び別記 5 に掲げる事業にあっては、農林水産省経営局長
別記 2 及び別記 6 にあっては、水産庁長官
別記 3 及び別記 7 にあっては、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業（〇〇〇〇〇）※交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので御了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち国費			

※ （〇〇〇〇〇）には、別表 1 の事業内容の欄のメニュー名を記載する。

(別記 1)

農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の農業分野において就労を希望する外国人材が農業に関する相当程度の知識又は経験を必要とする技能等を有しているか確認するため、農業技能測定試験の作成及び実施の取組を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、経営局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業内容は、以下の取組とする。なお、次に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「政府基本方針」という。）、「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）、「特定技能」に係る試験の方針について（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁。以下「試験方針」という。）及び政府基本方針に定める試験についての実施要領（以下「試験実施要領」という。）の規定に適合するように対応するものとする。

1 試験及び学習用テキストの作成

事業実施主体は、試験方針に従い、実施しようとする試験について試験実施要領（政府基本方針に定める試験についての実施要領をいう。以下同じ。）を作成し、これに適合するよう試験問題を作成・更新するとともに、以下の点に留意するものとする。

- (1) 試験実施要領及び試験問題の作成に当たっては、農林水産省とも連携し、有識者を構成員に含む協議体を設置し、有識者の専門的知見を十分に踏まえた上で作成すること。
- (2) 試験問題は、耕種農業全般及び畜産農業全般の 2 種類を作成すること。
- (3) 試験問題は、試験実施国の現地語のほか英語及び日本語で作成すること。
- (4) 試験問題には、受験する外国人材が日本語で指示された農作業の内容等を聴き取り、理解できるといった業務上必要な日本語能力を有しているかについても確認できる内容を含むこと。
- (5) 試験水準は試験方針に従い設定することとし、必要に応じ、試験実施前に試行試験等を実施することにより、試験問題が適切な難易度となっているか確認することとする。その際、当該問題の難易度が適切でないと判断される場合には、必要な対応を行うものとする。
- (6) 試験問題に対応した学習用テキストを作成すること。なお、既に学習用テキストが作成されている場合には、直近の法令等に則した内容となっているか確認を行い、必要に応じ更新を行うこと。

2 試験の実施

(1) 試験の実施

事業実施主体は、1 で作成した試験実施要領案、有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の書類を出入国在留管理庁に提出し、出入国在留管理庁の確認を受けた後に試験を実施するものとする。なお、外国人材の送り出しが想定される国及び国内において、試験を実施するものとする。

また、事業実施主体は、試験実施国において、より効率的かつ的確に試験を実施するため、必要に応じて試験環境の整備等を行うものとする。

① 試験の規模

試験実施国及び試験の回数は、農林水産省と調整の上決定することとし、試験の実施場所及び地域は、各国の状況により最適な方法を選択すること。なお、国内でも随時実施できる体制を整備するものとする。

また、試験実施国の法令等に応じた適切な方法により、受験が見込まれる者に対して試験の実施を幅広くかつ的確に周知し、受験者の募集を行うものとする。

② 試験の実施

試験は、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式により実施するものとする。

なお、試験の実施に当たっては、試験方針及び試験実施要領に従い、試験の不正防止等を講ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 合格者の決定及び試験結果の通知

① 合格者の決定

事業実施主体は、試験終了後遅滞なく合格者の決定を行う。

② 試験結果の通知

事業実施主体は、合格者の決定後遅滞なく受験者に対しては試験結果通知、合格者に対しては試験合格証明書を交付するとともに、合格者の名簿を取りまとめ経営局長に報告するものとする。

なお、受験者及び合格者の情報管理には十分に留意するものとする。

(3) 受験料の徴収

事業実施主体は、受験者から受験料を徴収することができるものとするが、受験料を徴収する場合は、農林水産省と調整の上、試験実施国の状況に応じ適切に設定するものとする。

(4) 受験者情報の保存

事業実施主体は、事業年度終了後、遅滞なく、試験問題及び結果概要並びに受験者の受験番号、氏名、生年月日、国籍、住所及び試験の成績を記載した合格者名簿を作成し、経営局長宛て提出するとともに、事業実施主体においても保存すること。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、事業実施計画書を別記1別紙様式第1号により作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1に準じて変更した

事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。。

第5 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を別記1別紙様式第2号により作成し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに経営局長に報告するものとする。

第6 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的かつ効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は最小限とし、事業費の2分の1未満を限度とするが、事業の一部分を日本国外で実施する場合において、当該国での事業の実施に多額の費用を要する場合にあっては、この限りではない。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第7 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成するものとする。

第8 個人情報の取扱い

国、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。また、試験の実施に際して、個人情報の記載や確認が必要となることから、受験者に対し個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることとする。

E U圏内からの受験者に関する個人情報については、E U一般データ保護規則に則り適切に取り扱うものとする。

第9 その他

事業実施主体は、受験者から受験料を徴収する場合には、補助事業に要する経費に充てるものとする。ただし、補助事業に要する経費から当該受験料を差し引いて得た金額又は当該事業に係る交付決定額のいずれか低い額を補助対象経費とする。

(別記1 別紙様式第1号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施
事業実施計画について

事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

1 試験の作成

試験策定委員会の開催

実施時期	内 容	備 考
年 月		

2 試験の実施

(1) 事業の実施内容

--

(2) 事業実施スケジュール

国名	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(別記 1 別紙様式第 2 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施
事業実績報告について

番 号
年月日

農林水産省経営局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3547 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 の第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の実施内容

1 試験の作成

試験策定委員会の開催実績

実施時期	内 容	備 考
年 月		

2 試験の実施

(1) 事業の内容

--

(2) 事業実施実績

国名	4 月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

注：別紙（様式自由）により記載することも可能。

(別記 2)

漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の漁業分野において就労を希望する外国人材が漁業に関する相当程度の知識又は経験を必要とする技能等を有しているか確認するため、漁業技能測定試験の作成及び実施の取組を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業内容は、以下の取組とする。なお、次に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「政府基本方針」という。）、「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省。）、「特定技能」に係る試験の方針について（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁。以下「試験方針」という。）及び政府基本方針に定める試験についての実施要領（以下「試験実施要領」という。）の規定に適合するように対応するものとする。

1 試験及び学習用テキストの作成

事業実施主体は、試験方針及び試験実施要領に適合するよう試験問題及び学習用テキストを作成・更新するとともに、以下の点に留意するものとする。

- (1) 試験問題及び学習用テキストの作成に当たっては、農林水産省とも連携し、有識者を構成員に含む協議体を設置し、有識者の専門的知見を十分に踏まえた上で作成すること。
- (2) 試験問題及び学習テキストは、漁業及び養殖業の 2 種類を作成・更新すること。
- (3) 試験問題は、受験する外国人材が漁業及び養殖業の内容等を日本語で指示されても理解できるといった業務上必要な日本語能力を有しているかについても確認できるように日本語で作成・更新すること。
- (4) 試験水準は試験方針に従い設定することとし、必要に応じ、試験実施前に試行試験を実施することにより、試験問題が適切な難易度となっているか確認することとする。その際、当該問題の難易度が適切でないと判断される場合には、必要な対応を行うものとする。
- (5) 学習用テキストは、試験問題に対応していることのほか、直近の法令等に則した内容となっているか確認を行い、必要に応じて作成・更新すること。また、日本語のほか、必要に応じて試験実施国の現地語又は英語により作成すること。

2 試験の実施

(1) 試験の実施

事業実施主体は、国内及び外国人材の送出しが想定される国において、試験実

施要領に従い、試験を実施するものとする。なお、試験の実施にあたって、試験実施要領に変更が生じる場合等の出入国在留管理庁の確認を要する事項について必要な対応を行うものとする。

① 諸準備

事業実施主体は、試験実施国において、より効果的かつ適格に試験を実施するため、必要に応じて、現地調査の実施、試験環境の整備、受験申請システムの準備その他の必要な準備を行うこと。

② 試験の規模

試験実施国及び試験の回数は、農林水産省と調整の上決定することとし、試験の実施場所及び地域は、各国の状況により最適な方法を選択すること。

また、試験実施国の法令等に応じた適切な方法により、試験の実施を幅広くかつ的確に周知し、受験者の募集を行うものとする。

③ 試験の実施

試験は、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式により実施するものとする。

なお、試験の実施にあたっては、試験方針及び試験実施要領に従い、試験の不正防止等を講ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 合格者の決定及び試験結果の通知

① 合格者の決定

事業実施主体は、試験終了後遅滞なく合格者の決定を行う。

② 試験結果の通知

事業実施主体は、試験実施要領に従い、受験者に合否の通知を行うとともに、合格者の名簿を取りまとめ水産庁長官に報告するものとする。

なお、受験者及び合格者の情報管理には十分に留意するものとする。

(3) 受験料の徴収

事業実施主体は、受験者から受験料を徴収することができるものとするが、受験料を徴収する場合は、農林水産省と調整の上、試験実施国の状況に応じ適切に設定するものとする。

(4) 受験者情報の保存

事業実施主体は、四半期ごとに、受験者数、合格者数、受験者の受験番号、氏名、生年月日、国籍、住所及び試験の成績を記載した合格者名簿を作成し、水産庁長官宛て提出するとともに、事業実施主体においても保存すること。また、事業年度終了後は、遅滞なく、試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果の概要を含む。）を水産庁長官宛て提出するものとする。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、事業実施計画書を別記2別紙様式第1号により作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1に準じて変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。

第5 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を

別記 2 別紙様式第 2 号により作成し、事業完了後 1 か月以内又は該当事業年度の翌年度の 4 月末日までのいずれか早い期日までに水産庁長官に報告するものとする。

第 6 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的かつ効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は最小限とし、事業費の 2 分の 1 未満を限度とするが、事業の一部を日本国外で実施する場合において、当該国での事業の実施に多額の費用を要する場合にあっては、この限りではない。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第 7 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成するものとする。

第 8 個人情報の取扱い

国、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。また、試験の実施に際して、個人情報の記載や確認が必要となることから、受験者に対し個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることとする。

EU 圏内からの受験者に関する個人情報については、EU 一般データ保護規則に則り適切に取り扱うものとする。

第 9 その他

事業実施主体は、受験者から受験料を徴収する場合には、補助事業に要する経費に充てることができるものとする。ただし、補助事業に要する経費から当該受験料を差し引いて得た金額又は当該事業に係る交付決定額のいずれか低い額を補助対象経費とする。

(別記2 別紙様式第1号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施
事業実施計画について

事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

1 試験及び学習用テキストの作成

(1) 試験運営協議会の開催

実施時期	内 容	備 考
年 月		

(2) 試験策定委員会の開催

実施時期	内 容	備 考
年 月		

2 試験の実施

(1) 国外試験の実施体制

--

(2) 国外試験の実施スケジュール

国名	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(3) 国内試験の実施体制

--

(4) 国内試験の実施スケジュール

実施場所	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(別記 2 別紙様式第 2 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施
事業実績報告について

番 号
年月日

水産庁長官 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3547 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 の第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の実施内容

1 試験及び学習用テキストの作成

(1) 試験運営協議会の開催実績

実施時期	内 容	備 考
年 月		

(2) 試験策定委員会の開催実績

実施時期	内 容	備 考
年 月		

2 試験の実施実績

--

(別記 3)

飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の技能を評価する 試験の作成・実施

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の飲食料品製造業分野及び外食業分野において就労を希望する外国人材が飲食料品製造業及び外食業に関する相当程度の知識又は経験を必要とする技能等を有しているか確認するため、飲食料品製造業技能測定試験及び外食業技能測定試験の作成及び実施の取組を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、総括審議官が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業内容は、以下の取組とする。なお、次に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「政府基本方針」という。）、「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）、「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）、「特定技能」に係る試験の方針について（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁。以下「試験方針」という。）、政府基本方針に定める試験についての実施要領（以下「試験実施要領」という。）の規定に適合するように対応するものとする。

1 飲食料品製造業分野に係る試験及び学習用テキストの作成

事業実施主体は、試験方針に従い、実施しようとする試験について試験実施要領に適合するよう試験問題を作成・更新するとともに、以下の点に留意するものとする。

- (1) 試験問題の作成に当たっては、農林水産省とも連携し、有識者を構成員に含む協議体を設置し、有識者の専門的知見を十分に踏まえた上で作成すること。
- (2) 試験問題は、飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工作業において、HACCP に沿った衛生管理に対応できる能力や飲食料品（酒類を除く。）の製造又は加工及び安全衛生の確保に関する知識を有しているかについて評価・確認できる内容で作成すること。
- (3) 試験問題は、日本語等で作成すること。
- (4) 試験問題には、受験する外国人材が飲食料品製造業事業者の指示内容を的確に理解し、飲食料品製造・加工工場等における日本人労働者とコミュニケーションができるといった必要な日本語の能力を有しているかについても評価・確認できる内容を含むこと。
- (5) 試験水準は試験実施要領に従い設定することとし、必要に応じ、試験実施前に試行試験を実施することにより、試験問題が適切な難易度となっているか確認す

ることとする。その際、当該問題の難易度が適切でないと判断される場合には、必要な対応を行うものとする。

- (6) 試験問題に対応した学習用テキストを、必要に応じ作成すること。なお、既に学習用テキストが作成されている場合には、直近の法令等に則した内容となっているか確認の上、必要に応じ、更新を行うこと。

2 外食業分野に係る試験及び学習用テキストの作成

事業実施主体は、試験方針に従い、実施しようとする試験について試験実施要領に適合するよう試験問題を作成・更新するとともに、以下の点に留意するものとする。

- (1) 試験問題の作成に当たっては、農林水産省とも連携し、有識者を構成員に含む協議体を設置し、有識者の専門的知見を十分に踏まえた上で作成すること。
- (2) 試験問題は、飲食物調理、接客及び店舗管理の内容を含むこと。
- (3) 試験問題は、日本語で作成すること。
- (4) 試験問題には、受験する外国人材が外食業事業者の指示内容を的確に理解し、外食業店舗における日本人労働者や来店者等とのコミュニケーションに必要な日本語の能力を有しているかについても評価・確認できる内容を含むこと。
- (5) 試験水準は試験実施要領に従い設定することとし、必要に応じ、試験実施前に試行試験を実施することにより、試験問題が適切な難易度となっているか確認することとする。その際、当該問題の難易度が適切でないと判断される場合には、必要な対応を行うものとする。
- (6) 試験問題に対応した学習用テキストを作成すること。なお、既に学習用テキストが作成されている場合には、直近の法令等に則した内容となっているか確認の上、必要に応じ更新を行うこと。

3 試験の実施等

事業実施主体は、的確に飲食料品製造業分野及び外食業分野の試験が実施できるよう十分準備を行い試験を実施するものとする。

(1) 試験の実施

事業実施主体は、外国人材の送り出しが想定される国及び国内において、飲食料品製造業分野及び外食業分野の試験を実施するものとする。

① 諸準備

事業実施主体は、試験実施国及び国内において、より効率的かつ適格に試験を実施するため、試験実施規程の作成、現地調査の実施、試験環境の整備、受験申請システムの準備その他の必要な準備を行うこと。

② 試験の規模

試験実施国及び試験の回数は、農林水産省と調整の上決定することとし、試験の実施場所及び地域は、各国の状況により最適な方法を選択するものとする。

また、試験実施国の法令等に応じた適切な方法により、受験が見込まれる者に対して試験の実施を幅広くかつ的確に周知し、受験生の募集を行うものとする。

③ 試験の実施

試験は、日本語等で行うこととし、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式により実施するものとする。

なお、試験の実施に当たっては、試験方針、試験実施要領に従い、試験の不

正防止等を講ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 合格者の決定及び試験結果の通知

① 合格者の決定

事業実施主体は、試験終了後遅滞なく合格者の決定を行う。

② 試験結果の通知

事業実施主体は、合格者の決定後遅滞なく受験者に対しては試験結果通知、合格者に対しては試験合格証明書を交付するとともに、合格者の名簿を取りまとめ総括審議官に報告するものとする。

なお、受験者及び合格者の情報管理には十分に留意するものとする。

(3) 受験料の徴収

事業実施主体は、受験者から受験料を徴収することができるものとするが、受験料を徴収する場合は、農林水産省と調整の上、試験実施国の状況に応じ適切に設定するものとする。

(4) 受験者情報の保存

事業実施主体は、事業年度終了後、遅滞なく、試験問題及び結果概要並びに受験者の受験番号、氏名、生年月日、国籍、住所及び試験の成績を記載した合格者名簿を作成し、総括審議官宛て提出するとともに、事業実施主体においても保存すること。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、事業実施計画書を別記3別紙様式第1号により作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1に準じて変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。

第5 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を別記3別紙様式第2号により作成し、事業完了後1ヶ月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに総括審議官に報告するものとする。

第6 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的かつ効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は必要最小限とし、事業費の2分の1未満を限度とするが、事業の一部を日本国外で実施する場合において、当該国での事業の実施に多額の費用を要する場合にあっては、この限りではない。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第7 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成するものとする。

第8 個人情報の取扱い

国、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。また、試験の実施に際して、個人情報の記載や確認が必要となることから、受験者に対し個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることとする。

E U圏内からの受験者に関する個人情報については、E U一般データ保護規則に則り適切に取り扱うものとする。

第9 その他

事業実施主体は、受験者から受験料を徴収する場合には、補助事業に要する経費に充てることができるものとする。ただし、補助事業に要する経費から当該受験料を差し引いて得た金額又は当該事業に係る交付決定額のいずれか低い額を補助対象経費とする。

(別記3 別紙様式第1号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の技能を評価する
試験の作成・実施事業実施計画について

事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

1 試験の作成

(1) 事業の実施内容

--

(2) 試験策定検討会の開催

実施時期	内 容	備 考
年 月		

2 試験の実施

(1) 事業の実施内容

--

(2) 事業実施スケジュール

① 国外

--

② 国内

--

(別記3 別紙様式第2号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の技能を評価する
試験の作成・実施事業実績報告について

番 号
年月日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知）の別記4の第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の実施内容

1 試験の作成

（1）事業の実施実績

--

（2）試験策定検討会の開催実績

実施時期	内 容	備 考
年 月		

2 試験の実施

事業の実施実績

① 国外

--

② 国内

--

(別記 4)

農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野における 外国人材の受入支援（相談窓口の設置）

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野において就労する外国人材が働きやすい環境を整備するため、相談窓口の設置を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、経営局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業実施主体は、農業分野、飲食料品製造業分野、外食業分野での就労を希望する外国人材並びに外国人材の受入れを希望する農業者、飲食料品製造業事業者及び外食業事業者等からの外国人材の受入れに関する制度、就労・定着、育成・教育、試験実施国の状況等についての相談窓口を以下のとおり設置するものとする。

(1) 相談窓口の体制

試験実施国の現地語、日本語等により、農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野での就労を希望する外国人材、農業者、飲食料品製造業事業者、外食業事業者等からの仕事、生活等についての相談に対応できる体制を構築することとする。

また、必要に応じ、外国人在留支援センター（FRESC）と情報共有等を行うなど連携を密にすることとする。

(2) 相談対応の方法

相談対応は、対面によるほか、電話、メール等の適切な方法を組み合わせて実施することとする。

(3) 関連事項の周知

相談窓口の設置については、試験実施国の現地語、日本語等を用いてウェブサイト等適切な方法で周知することとする。

また、制度の適正な運用に関する重要な事項や優良な事例の紹介について、ウェブサイト等により周知を行うほか、対面又はオンラインで説明会を開催するものとする。

(4) 実態調査等

外国人材の労働環境の実態を把握し、農業者等に対して、必要に応じて改善のための助言を行うこととする。

(5) 留意事項

取組にあたっては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）、「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）、「飲食料品製造業分野

における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）、「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）の規定に適合するように対応するものとする。

また、飲食料品製造業分野においては、受入れ機関の間で無秩序な外国人材の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性があることから、可能な限りきめ細やかな対応を行うものとする。

第 4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記 4 別紙様式第 1 号により事業実施計画書を作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1 に準じて変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。

第 5 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を別記 4 別紙様式第 2 号により作成し、事業完了後 1 か月以内又は該当事業年度の翌年度の 4 月末日までのいずれか早い期日までに経営局長に報告するものとする。

第 6 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は必要最小限とし、事業費の 2 分の 1 未満を限度とする。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第 7 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成するものとする。

第 8 個人情報の取扱い

国、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

第 9 その他

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

(別記 4 別紙様式第 1 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野における
外国人材の受入支援（相談窓口の設置）事業実施計画について
事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

(1) 事業の実施内容

--

(2) 相談窓口の設置

設置時期	設置場所	内 容	備 考
年 月			

(3) 周知の方法

--

(別記 4 別紙様式第 2 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
農業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野における
外国人材の受入支援（相談窓口の設置）事業実績報告について

番 号
年月日

農林水産省経営局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3547 号農林水産事務次官依命通知）の別記 4 の第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の実施内容

(1) 事業の実施実績

--

(2) 相談窓口の設置実績

設置時期	設置場所	内 容	備 考
年 月			

(3) 周知の方法

--

(別記 5)

農業分野における外国人材の受入支援（優良事例・マニュアル作成）

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の農業分野において就労する外国人材が働きやすい環境を整備するため、優良事例の収集・周知、外国人材受入れマニュアルの作成・周知、農業者等に対する説明会の実施に関する取組を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、経営局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業内容は、以下の取組とする。なお、次に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）、「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）の規定に適合するように対応するものとする。

1 優良事例の収集・周知

事業実施主体は、以下の点に留意して、農業分野において、外国人材の確保及び適正な受入れに向けた優良事業を収集するとともに、外国人材、受入事業者等に対し周知を行うものとする。

- (1) 優良事例の収集に当たっては、農林水産省とも連携し、全国の幅広い事例を収集するよう努めるものとする。
- (2) 優良事例の周知は、農林水産省及び農林水産省が設置した農業特定技能協議会とも連携し、パンフレット、チラシ又はウェブサイトによる周知等適切な方法で行うものとする。

2 外国人材受入れマニュアルの作成・周知

- (1) 農業分野での外国人材の受入れを適正かつ円滑に進めるため、他産業に比して多いとされる賃金未払い等の不正行為や外国人材の不法就労の防止に資する内容に加え、遺伝資源の保護・管理の適正化等の農業現場の課題に対応した農業版外国人材受入れマニュアル等の作成、内容の充実を行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、国内において、農業者等を対象とした外国人材を受け入れるに当たり必要となる知識やノウハウ等を得るための説明会を実施するものとする。その際、1により収集した優良事例についても周知を行うものとする。

第 4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記 5 別紙様式第 1 号により事業実施計画書を作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1 に準じて変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。

第5 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を別記5別紙様式第2号により作成し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに経営局長に報告するものとする。

第6 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は必要最小限とし、事業費の2分の1未満を限度とする。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第7 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成するものとする。

第8 個人情報の取扱い

国、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

第9 その他

事業実施主体が事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

(別記 5 別紙様式第 1 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
農業分野における外国人材の受入支援（優良事例・マニュアル作成）
事業実施計画について

事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

- 1 優良事例の収集・周知
事業の実施内容

--

- 2 外国人材受入れマニュアルの作成・周知

① 事業の実施内容

--

② 説明会の実施

実施時期	実施場所	内 容	備 考
年 月			

(別記 5 別紙様式第 2 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
農業分野における外国人材の受入支援（優良事例・マニュアル作成）
事業実績報告について

番 号
年月日

農林水産省経営局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3547 号農林水産事務次官依命通知）の別記 5 の第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の実施内容

1 優良事例の収集・周知
事業の実施実績

--

2 外国人材受入れマニュアルの作成・周知

① 事業の実施実績

--

② 説明会の実施実績

実施時期	実施場所	内 容	備 考
年 月			

(別記 6)

漁業分野における外国人材の受入支援

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の漁業分野において就労する外国人材が働きやすい環境を整備するため、優良事例の収集・周知及び漁村地域での受入環境の整備に関する取組を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業実施機関

本事業の事業実施機関は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他漁業及び養殖業の関係団体又は水産庁長官が適当と認める者とする。

第 4 事業の実施

事業内容は、以下の取組とする。なお、次に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）、「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）の規定に適合するように対応するものとする。

1 優良事例の収集・周知

事業実施主体は、以下の点に留意して、漁業分野において、外国人材の確保及び適正な受入れに向けた優良事例を収集するとともに、外国人材、受入事業者等に対し周知を行うものとする。

- (1) 優良事例の収集に当たっては、農林水産省とも連携し、全国の幅広い事例を収集するよう努めるものとする。
- (2) 優良事例の周知は、農林水産省及び農林水産省が設置した漁業特定技能協議会とも連携し、パンフレット、チラシ又はウェブサイトによる周知等適切な方法で行うものとする。

2 漁村地域での受入環境の整備

事業実施主体は、本取組の総合的な実施及び調整を行うとともに、漁業に就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、外国人材を地域社会に円滑に受け入れ、共生の実現に向け事業実施機関が行う以下の取組に対し経費を交付するものとする。

(1) 苦情・相談対応の実施

漁業に従事する外国人材の苦情・相談に母国語で対応できる苦情・相談対応の実施及び外国人材への周知を目的としたパンフレット等を作成・配布する取組。

(2) 生活ガイダンス等の実施

漁村地域における外国人材への支援体制を検討するための協議会の開催、外国

人材と地域住民との生活が円滑なものとなるよう、ゴミ出しルール等の生活者として把握しておくべき規則及びモラルに関するもののほか、医療機関の受診等の生活していく上で必要となる事項を説明するためのガイダンス、外国人材の生活状況等を把握し、必要に応じた指導・助言及び関係機関への報告を行うための巡回指導の取組。

第5 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記6別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1に準じて変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。

第6 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を別記6別紙様式第2号により作成し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに水産庁長官に報告するものとする。

第7 委託

事業実施主体及び事業実施機関は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は必要最小限とし、事業費の2分の1未満を限度とする。なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第8 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成し、事業実施機関は事業実施主体から交付を受けるものとする。

第9 個人情報の取扱い

国、事業実施主体、事業実施機関及び事業実施主体又は事業実施機関から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

第10 その他

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

(別記6 別紙様式1号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
漁業分野における外国人材の受入支援事業
事業実施計画について

事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

1 優良事例の収集・周知

① 協議会の開催

会議の名称	開催場所 及び 年月日	出席者		主な検討事項	備考
		委員	その他		
計	延べ回	延べ人	延べ人		

② 優良事例の収集・周知の実施

実施時期	実施場所	内 容	備 考
年 月			

2 漁村地域での受入環境の整備
経費の交付内容

【苦情・相談対応の実施】
【生活ガイダンス等の実施】

(別記 6 別紙様式第 2 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
漁業分野における外国人材の受入支援
事業実績報告について

番 号

年月日

水産庁長官 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3547 号農林水産事務次官依命通知）の別記 6 の 6 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の内容

1 優良事例の収集・周知

① 協議会の開催実績

会議の名称	開催場所 及び 年月日	出席者		主な検討事項	備考
		委員	その他		
計	延べ 回	延べ 人	延べ 人		

② 優良事例の収集・周知の実施実績

実施時期	実施場所	内 容	備 考
年 月			

2 漁村地域での受入環境の整備
経費の交付実績

【苦情・相談対応の実施】

【生活ガイダンス等の実施】

(別記 7)

飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援（優良事例作成）

第 1 事業の内容

特定技能の在留資格により、我が国の飲食料品製造業分野及び外食業分野において就労する外国人材が働きやすい環境を整備するため、優良事例の収集・周知に関する取組を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、総括審議官が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

第 3 事業の実施

事業実施主体は、以下の点に留意して、飲食料品製造業分野及び外食業分野において、外国人材の確保及び適正な受入れに向けた優良事例を収集するとともに、外国人材、受入事業者等に対し周知を行うものとする。

- (1) 優良事例の収集に当たっては、農林水産省とも連携し、全国の幅広い事例を収集するよう努めるものとする。
- (2) 優良事例の周知は、農林水産省及び農林水産省が設置した食品産業特定技能協議会とも連携し、パンフレット、チラシ及びウェブサイトによる周知等適切な方法で行うものとする。

なお、取組にあたっては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）、「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）、「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）の規定に適合するように対応するものとする。

第 4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記 7 別紙様式第 1 号により事業実施計画書を作成し、交付申請時に添付するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、1 に準じて変更した事業実施計画書を作成し、変更等承認申請書に添付するものとする。

第 5 事業実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の実施内容について、事業実績報告書を別記 7 別紙様式第 2 号により作成し、事業完了後 1 か月以内又は該当事業年度の翌年度の 4 月末日までのいずれか早い期日までに総括審議官に報告するものとする。

第6 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、委託契約により事業の一部を委託して行うことができる。ただし、委託の範囲は必要最小限とし、事業費の2分の1未満を限度とする。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することは認められない。

第7 助成対象経費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限る。）について、事業実施主体を助成するものとする。

第8 個人情報の取扱い

国、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して取得する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

第9 その他

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

(別記 7 別紙様式第 1 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援（優良事例作成）
事業実施計画について

事業の内容

【事業実施方針】

--

【計画内容】

事業の実施内容

--

(別記 7 別紙様式第 2 号)

令和〇〇年度外国人材受入総合支援事業のうち
飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の受入支援（優良事例作成）
事業実績報告について

番 号
年月日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

住所
団体名
代表者氏名

外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3547 号農林水産事務次官依命通知）の別記 7 の第 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業の実施内容

事業の実施実績

--